

平成15年7月24日

15.7.24

社会保険庁

## 国民年金納付実績と今後の収納対策

### I 平成14年度の納付実績

納付率	62.8%	(前年度比△8.1ポイント)
	2.3%	(13年度分)
	1.3%	(12年度分)
納付月数	1億3,627万月	(前年度と同程度)
納付対象月数	2億1,712万月	(前年度比+12.6%)
申請全額免除者数	144万人	(前年度比△133万人)

注

$$\text{納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

※ 納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数は含まれない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

平成14年度は、国民年金保険料の収納事務の国への移管を契機として、保険料の収納事務を最重要課題と位置付け取り組んできたが、

- ① 免除制度改正による申請全額免除者数の半減
- ② 事務移管に伴う実務の対応の遅れ
- ③ 厳しい経済情勢の下での収入の減少等保険料負担能力の低下、高い離職率

などにより、納付状況は極めて厳しい結果となった。

平成14年度における納付率低下の要因を分析すると、次のとおりである。

(1) 前年度免除者層（低下要因の5割）

- ・ 免除制度の改正により、申請全額免除者数が前年度末と比べほぼ半減しているが、13年度免除となっていた者で、14年度免除に該当しなかった者の納付率は、14.5%と極めて低くなっている。
- ・ なお、免除制度改正の影響は14年度限りである。

(2) 新規取得者層（低下要因の2割）

- ・ 経済の低迷や雇用情勢の悪化等により、第2号被保険者から第1号被保険者となった者や、20歳到達により職権適用された者などの納付率は、54.4%と低くなっている。前年度より6.5%低下。

(3) 継続被保険者層（低下要因の1.5割）

- ・ 納付対象者の約7割を占める13、14年度引き続き納付対象となっていた者の納付率は、70.0%と1.9ポイント低下している。

(4) 得喪を繰り返す被保険者層（低下要因の1割）

- ・ 13、14年度に1回以上資格喪失、再取得した者等の納付率は、62.4%と5.8ポイント低下している。

(5) 事務移管に伴う実務の対応遅れ

- ・ 国への事務移管に伴い、被保険者から多くの照会が寄せられたこと、体制の整備に時間がかかったことなどにより収納対策の本格的実施が遅れたことや、市町村と関係が深かった納付組織の利用停止により納付率が低下している。

## Ⅱ 平成14年度の収納対策

平成14年度から保険料収納事務が国に移管したことを契機として、地方社会保険事務局及び社会保険事務所の体制を強化し、次のような収納対策を実施してきた。

### 1. 未納者に対する対策

#### (1) 未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

- ・ 1ヶ月でも未納となった被保険者に対し、年6回、延べ2,830万件の納付督励を実施した。

#### (2) 電話による保険料の納付督励を実施

- ・ 催告状によっても納付に結びつかなかった未納者に対し、延べ330万件の納付督励を実施した。

#### (3) 戸別訪問による保険料の納付督励、収納を実施

- ・ 催告状及び電話によっても納付に結びつかなかった未納者に対し、社会保険事務所職員及び14年度から新たに設置した国民年金推進員（1,858人）により、延べ730万件の戸別訪問を行い、納付督励及び保険料収納を実施した。

#### (4) 集合徴収窓口の拡大

- ・ 市町村との連携を図り、役場、スーパーなどで納付相談等の窓口を6,400回開設した。

## 2. 年金広報の充実及び年金教育の推進

### (1) 年金広報の充実

- ・ 年金週間（11月6日～12日）を中心に各社会保険事務所が、地域に密着した広報を実施した。
- ・ 保険料の納付を呼びかけるポスターの駅貼り、電車の中吊り、若者向け情報誌への広告掲載、インターネットを利用した広報を実施した。

### (2) 年金教育の推進

- ・ 年金制度の副読本などを使用し、中学・高校の教員を対象に5,929校（13年度5,338校）で、生徒を対象に3,017校（13年度2,932校）で年金セミナーを実施した。

## 3. 納付が困難な者に対する対策

### ○ 免除制度及び学生納付特例制度等の周知

- ・ 免除基準の見直し及び半額免除制度の創設について、納付書へのチラシの同封やダイレクトメールの送付などにより周知した。
- ・ 学生納付特例制度の対象校に制度の案内を実施し、一部の大学において学園祭などで相談窓口を設置し、制度の周知や申請書の受付を実施した。

## 4. 納付しやすい環境づくり

### ○ 口座振替の利用を勧奨

- ・ 年度当初に集中的に勧奨を行い、利用者は前年度に比べて22万人増加し647万人となったが、被保険者数の増加により口座振替率は35.2%にとどまり、前年度に比べて1.9ポイント低下した。

### Ⅲ 平成15年度以降の収納対策強化

#### 1. 国民年金特別対策本部（仮称）の設置と目標設定

- (1) 平成15年度は、この深刻な納付状況を踏まえ、『国民年金特別対策本部(仮称)』を、本省及び地方社会保険事務局に設置し、  
全省をあげて
  - ①要因分析を踏まえた新たな個別収納対策を実施するとともに
  - ②保険料納付は国民の義務であるという意識の徹底を図り、  
着実な収納体制を確立する。
  
- (2) この取組の実効をあげるため、中長期的な目標を設定し（今後5年で納付率80%）、その目標の達成に向けて、思い切った収納体制の整備（国民年金推進員を3年で倍増等）や社会保険事務所ごとの実績管理を行い、計画的対策を不退転の決意で徹底実施し、制度に対する不安感、不信感を払拭し、国民の年金制度に対する信頼を回復する。
  
- (3) 納付率が低調な地域をかかえる地方社会保険事務局及び社会保険事務所を、収納対策強化事務局及び収納対策強化事務所に指定し、本庁による重点的な指導、支援を実施する。

## 2. 要因分析を踏まえた新たな個別収納対策の実施

未納者一人ひとりに対して、催告状、電話、戸別訪問等の地道な納付督促活動を強化するとともに、低下要因の分析を踏まえた次のような新たな収納対策を実施する。

### (1) 保険料免除制度の見直しの検討と制度周知

これまで前年度収入以外の要素も加味していた申請免除制度を、14年度から災害・失業以外は原則前年度収入のみで判断する制度に改正したが、その結果、申請全額免除者がほぼ半減している。

#### ① 免除制度の見直しの検討

- ・ 申請免除について、全額免除、半額免除の基準等の在り方について検討を行う。

#### ② 多段階免除制度の創設

- ・ 今後保険料負担の増大が見込まれるなかで、負担能力に応じたきめ細かで柔軟な免除制度の導入を検討する。

#### ③ 免除制度の周知徹底

- ・ 免除に該当するにもかかわらず未申請の未納者に、免除制度の周知を徹底する。特に、失業者の特例免除の周知徹底を図る。

### (2) 納付しやすい環境づくり

若年失業者の増大、フリーターの増加、20歳到達者に対する職権適用等により、納付率が低い（20代で48%）若年層の被保険者数が増加（20、30代で第1号被保険者の51%を占める）している。

#### ① コンビニエンスストア等の活用

- ・ 被保険者、特に若年層の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストア（16年2月）、インターネットバンキング（16年4月）での保険料収納を実施する。
- ・ クレジットカード等を活用するなど、更に納付しやすい環境づくりを検討する。

## ② 口座振替の促進

- ・ 口座振替の一層の促進を図るため、口座振替割引制度の導入を検討する。
- ・ 資格取得届書と口座振替申出書の一体化など、口座振替手続きの簡素化を図る。

## ③ 納付状況の本人宛て通知

- ・ 保険料の納付意欲を喚起するため、未納者に前年度までの納付状況を通知することについて検討する。

## (3) 地域に根ざした収納活動の強化

13年度まで市町村において利用されていた納付組織について、国に収納事務が移管されたことに伴い利用を停止したことにより、特に町村部の納付率低下の要因となっている。

### ① 地域の特性に応じたネットワーク（納付協力組織等）の活用

- ・ 13年度まで納付組織として活用されていた自治組織に対し、保険料収納の協力依頼を行う。
- ・ 地域に根ざした公的機関、同業者団体等への収納業務の委託について検討する。
- ・ 社会保険事務所における納付協力組織等との連絡・調整機能を強化する。

### ② 国民年金委員の設置

- ・ 地域に根ざした啓発活動を推進するため、民間有識者からなる国民年金委員を社会保険庁長官が委嘱（小学校区に複数名）し、国民年金制度に対する信頼感を醸成し、納付意識の高揚につなげる。

### 3. 保険料納付意識の徹底

年金制度の意義・役割、さらに保険料納付の有利さについて正しく理解してもらう中で、保険料納付は国民の義務であるという意識の徹底周知を行い、次のような対策を講ずる。

#### (1) 強制徴収の実施

- 強制徴収の実施により世代間連帯の下の納付義務の履行を求める。
  - ・ 度重なる納付督促によっても世代間連帯の下の納付義務を果たさない者であって、十分な所得や資産があり、他の被保険者の納付意欲にも悪影響を与えかねない滞納者について、強制徴収を実施する。
  - ・ なお、強制徴収を本格的に実施するためには、被保険者の負担能力の把握が不可欠であり、所得や資産に関する情報が確実に確保できるようになるまでの間は、高額納税者リストや戸別訪問による納付督促の事蹟などを活用して実施する。

#### (2) 制度的対応の検討

- ① 所得情報等確保のための法的整備
  - ・ 強制徴収や免除周知を的確に実施するため、所得や資産に関する情報が確実に確保できるよう必要な法的整備について検討する。
- ② 未納者に対する社会保険料控除の手続きの見直しなど
  - ・ 税制改正において国民年金保険料の社会保険料控除の手続きについて、納付証明書類の添付等を義務づけること等を検討・要望する。

#### (3) 年金広報及び年金教育の実施強化

- 年金制度のわかりやすい広報を重点的に継続して実施するとともに中高生に対する年金教育について教育関係機関との連携を強化し、地域や学校等の実情に応じた効果的な年金教育を推進する。